令和８年度　海上運送法に基づく行政処分等一覧

番号	処分等年月日	事業者名	事業者住所	処分等の種類	違反等の概要	命令又は指導の内容	当該処分等による違反点数	当該事業者の累積違反点数	改善状況
1	令和8年9月29日	合同会社 小樽カナルボート	小樽市港町４番２号	警告	令和８年６月１９日１７時４５分頃、同社が運航する旅客船「カナルⅥ」が小樽運河散策路護岸に接触する事故が発生した。これを受けて、令和８年７月２日に海上運送法第２５条第１項に基づく立入検査を実施したところ、事故発生日ではないものの、船長に対するアルコール検査の一部について、運航前に実施していない日があった事実を確認した。	１．安全統括管理者は、安全管理規程第１７条に基づき、関係法令の遵守と安全最優先の原則を社内に徹底するとともに、安全管理規程の遵守を確実にすること。 ２．運航管理者は、安全管理規程第１８条に基づき、船舶の運航の管理及び輸送の安全の確保に関する業務全般を統轄し、安全管理規程の遵守を確実にしてその実施を図ること。 ３．安全統括管理者は、安全管理規程第３６条に基づき、アルコール検査器を用いたアルコール検査体制を構築すること。	6点	6点	是正確認済（是正確認日：令和８年１１月２日）